昭和四年四月十五日第三種郵便物認可母週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

取 県 公

鳥

火曜日

示

◇公告 ♦告示 昭和三十五年度鳥取県歳入歳出決算 二級技能検定合格者の発表 二級技能検定試験の実施

086万余円であり、 を翌年度に繰越しました。 昭和35年度決算の状況は、別表に示すとおり、 また、歳出決算額は、 107億3,026万余円で歳入歳出差引残額4億5,061万余円の剰余となり、これ -般会計予算額111億6,500万余円に対し、 歳入決算額は、111億8,

100億の大台を突破したにもかかわらず、 極的に執行したほか、人事院勧告による職員給与改定に伴なう給与費に相当額を要したこと等で、決算額が未曾有の 特に本年度は、伊勢湾台風の災害復旧措置が相当額にのぼつたこと及び本県の後進性打開のための施策をかなり積 その収支状況が好転したことは、

昭和37年5月15日

おいても補正措置が講ぜられたこ 経済界の著しい好況持続が地方税に反映され、地方税において相当額の自然増収があつたこ とによって、 かなりの追加交付があつたこ とと、地方交付税に

鳥取県告示第二百七十号

議会で、三月二十四日認定の議決を経た昭和三十五年度 第四項の規定により、次のとおり告示する。 助基金特別会計ほか十一特別会計歳入歳出決算を、 鳥取県一般会計歳入歳出決算及び昭和三十五年度災害救 十二条第二項の規定に基づき、昭和三十七年二月定例県 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四 同条

昭和三十七年五月十五日

鳥取県知事 石 破 \_\_\_\_ 朗

2

においては、大体健全な運営を行なつてきました。

国の助成措置によって、県の財政負担がかなり軽減したこと。

等によるほか、 地方交付税の配分を通し、貧弱団体に対しかなりの財源附与が行われたこと。 内にあつても、年度当初から極力消費的経費の抑制につとめ、財政構造の合理化に努力を払う

7 6

を他会計の黒字で賄った結果によるもので、 億283万余円で差引3,455万余円の赤字となりましたが、 次に、特別会計については、災害救助基金会計はか、 もに、健全財政の方針を堅持して後進性打開に必要な経費を措置したこと等に起因したものと考えられます。 この不足額は翌年度歳入より繰上充用して決算を行ない、 11会計の歳入決算額4億6,827万余円に対し、 これは県立中央病院会計において4,684万余円の歳入不足額 歳出決算額は、 その他の会計

今後の財政調整資金として備蓄しました。 この会計のうち、 本年度新たに財政調整積立金会計を設け、34年度決算剰余金のうち1億5,300万円を積立し

## 昭和35年度鳥取県一般会計歳入歳出決算

3 地方交付税 3,299,540,000 3,451,612,000	2 地方 護 与 税 307,376,000. 358,517,290	1 県 税 949,686,000 1,027,854,447	黄 栄 覧 黄 壬 目 柱	1 歲 入
152,072,000		78,168,447	予算額に比し増減	
104.61	116.64	108.23	予算額に対する 決 第 比 率	

3	距	和3	7年5	月15	日 火	、曜日	鳥	取	県	公	報(	(号夕	· }) :	第33	号	(第3 物	重郵度 認 市
ī					ì	i											
	4	CV.	2	>	樊	2	Ì	那	12	<u></u>	10	9	$\infty$	7	6	បា	4
	H	響級	洞	纓		揻		$\geq$ 1	灬	雑	鎍	蘇	絍	H	使用粉	分担	公企
	*	流	7			l ⊞				录	数	$\succ$	野	庫支	数及及	金及	業及
	1	Ħ			_	T.		□≻		×	(24)		٠-	田田	及手数	分担金及負担金	<b>公企業及財産収入</b>
	費	数	費	費				mult.	氟	$\succ$	*		₩		改数	田金	及人
	2,0		1,		4		-								THE R. L. L.		
	2,947,405,771	407,842,000	1,016,723,000	53, 2	神												
	05,7	42,0	23,0	53,416,000				<u>-</u>	9	2	ĆΛ			4.4	3		
	71	8	8	8	产			11,165,003,000	919,000,000	248,066,000	342, 323, 000	10	52, 306, 000	4,479,803,000	303, 336, 000	133, 215, 000	130,249,000
	2				×		1	) <b>5,</b> 	00,00	8,00	23,00	103,000	36,00	)3 <b>,</b> 00	36,00	5,00	00 64
	2,864,810,400	397,309,719	1,003,648,349	55,	臣		_									0	<u> </u>
	810,	309,	648,	53, 152, 873	英海												
		719	349	873	产			<u> </u>						_			
	76,281,000 2,941,091,400							11, 180, 865, 832	602	404	343		59	4,350,365,761	309	124	148
	281 <b>,</b> C				東			865	602,000,000	404,835,621	343, 331, 059	102,729	59, 473, 085	. 365	309, 102, 486	124, 881, 843	148,789,511
	_8_				一			832	00	621	059	,729	85	761	486	.843	511
	2,94	39	1,003,648,349	Ωi			1										
	1,09	7, 309	5,648	5, 15:	1 1 2		ľ										
	400	397, 309, 719	3, 349	53, 152, 873					$\triangleright$			$\triangleright$		$\triangleright$		$\triangleright$	
					<b>新語線</b>			<u>5</u>	317,0	156,7	<u>,</u>		7,1	129,4	5,7	8,2	18,5
					* 重縣 標 越			15,862,832	$\triangle$ 317,000,000	156,769,621	1,008,059	2	7,167,085	129, 437, 239	5,766,486	8, 333, 157	18,540,511
			***		質火額			32	8	21	59	271	89	39	8	57	3
	6	10,	13,		K									•			
	314,	10, 532, 281	074,	263,	<b>H</b>												
	6,314,371 99.79	281	13,074,651 98.71	263,127 99.51	館しなり			100	65	163.20	100	99	113.70	97	101	93	114
	99.:	97.42	98	99.!	<b>小対算学の名と</b> 組合と比例の に決率			100.50	65.51	. 20	100.29	99.74	. 70	97.11	101.90	93 74	114.23
	79	42	71	₹	に決率で								-				

17, 216, 544

2, 231, 636

Į.

7,561,984

2,686,663 1,264,622

12,111 68, 274

 $\overline{\triangleright}$ 

46, 849, 834

不足額46,849,834円/t 翌年度歳入をもつて補 でんした

2,641,148

315,000

`)

昭和37年5	5月15日	]	火曜日	鳥	取	県	公章	報(	号外	-) 第	\$33 <del>!</del>	号(	第3種 物 <b>記</b>	重郵 便 図 百	j)
母子福祉資金貸付票学 核 生 従 獎 励	災害救助基	<b>☆</b> #		歲入歲出差引残額	歲 出 合 計	14 予 備 費	13 諸 支 出 金	12 公 /債 費	11 選 举 費	10 統計調査費	9 財 産 費	8 産業経済費	7 保健衛生費	6 社会及労仂施設費	5 数 育 費
事業費 14,39%,000 資金 325,000	金 4,966,000	第一条 第	昭和35	450,610,163	11,165,003,000	6,407,253	262,790,000	620,164,000	20,793,000	16,793,000	295,791,000	1,872,532,976	137,624,000	637,185,000	2,869,536,000
325,000 17,135,719 325,000 328,801	,000 3,903,863	額収入決算	昭和35年度特別会計歲入歲出決算		10,582,164,669	0	251, 435, 814	583,604,040	20,423,392	16,541,850	213,876,624	1,765,530,876	134,831,864	454,467,940	2,822,530,928
		額 支出	、歳出決算		148, 091,000		1,187,000	,•			20,000,000	37,577,000			13,046,000
14, 377, 333	3,903,792	決 算 額 収			148, 091,000 10,730,255,669		252,622,814	583,604,040	20, 423, 392	16,541,850	233,876,624	1,803,107,876	134,831,864	454, 467, 940	2,835,576,928
2,758,386	71	7人支出残額			669 61,569,993	0	314	)40	392	)50 	624 61,569,993	376	364	340	128
		備			( > 1	6,407,253	10, 167, 186	36,559,960 94.10	396, 608	251,150	· 344 <b>,</b> 383	69,425,100 96.29	2,792,136	182,717,060	33,959,072
		淅			96.11	-	96.13	94.10	98.22	98.50	79.07	96.29	97.97	71.32	98 82

	the state of the s						/祭(2)香瓜(声)
5	昭和37年5月15日	火曜日	鳥 取	県 公	報 (号外)	第33号	物 認 可)

九号)第二条の規定により、昭和三十七年度の二級の技 五条及び職業訓練法施行令(昭和三十三年政令第百九十 能検定の試験を次のとおり実施する。 職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二十  $\mathbb{H}$ 凹 中小企業振興資金助成事業費 農業改良資金貸付事業費 洏 昭和三十七年五月十五日 立中央病院事業費 牛增殖獎励事業費 有牛賃 品調  $\bowtie$ 1 調整 继 公 奮 # 较 付事業 業 業 穨 無 账 Ħ टिंग ተ 金 檀 題 ے 告 245,799,976 537,065,976 153,000,000 21,231,000 25,842,000 40, 102, 000 20, 280, 000 1,501,000 8,658,000 963,000 19,448,180 8,826,606

180, 327, 972 468, 276, 141 153,000,000 25,777,289 20, 385,000 36, 986, 276 1,127,896 1,028,539 試験は、次の検定職種について第一次試験及び第二次 試験に分け、それぞれ次の試験科目について行なう。 検定職種及び試験科目 502, 833, 163 153,000,000 227, 177, 806 20,070,000 23, 136, 141 34, 299, 613 1, 115, 785 960,265

 $\triangleright$ 

34,557,022

鳥取県知事

石

破

 $\equiv$ 

朗

昭和37年5月15日 火曜日

	建 築 大 工 工 工	検定聯種
技能要素	7 6 5 4 3 2 1	第一次試験
左 官 作 業 技	実   大工   工作   作業技	第二次試験

検定職種	二試験の	建 具 工	左
試験の区分	試験の実施期日	- ***	安関製建意材施
試験		業の大 法製意料法 素 図	法 規 図 造 案 料 法
の実			E.
施		具	

作

業 技

(第3種郵便) 物 認 可) 昭和37年5月15日 火曜日 鳥取県公報(号外)第33号

74 受検資格

1

次の各号の一に該当する者は、

第 ----

次試験を受け

ることができる。

建左建板 具 失 大官工工

検定職種

建 左 建 築 失 工 官 工 工 工 工 工  $\equiv$ 試験の実施場所

第一次試験 第二次試験

前九時から午後五時まで昭和三十七年七月二十二日

(日) 午

までの間において指定する日ら昭和三十七年九月二十二日(土)か昭和三十七年九月二十二日(土)か

第二次試験 第一次試験 試験の区分及び試験の実施場所 鳥取市、 鳥取市、 倉吉市、 倉吉市、 米子市 米子市

基礎的な技能に関する公共 )修了者で次に掲げる

もの

検定職種に関し、

は旧技能者養成等を含む。

公共職業訓練又は認定職業訓練(旧職業補導又

職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準

(=)

実務経験者で次に掲げるも の養成を修了した者で、

の経験を有するもの

年であるものを修了した者で、 了した者で、その後四年以上の実務の経験を有がそれぞれ一年及び千八百時間であるものを修 の実務の経験を有するもの 合職業補導所の職業補導で訓練期間の基準が一 検定職種に関し、 検定職種に関し、 旧公共職業補導所又は旧総

年以上の実務の経験を有するもの である認定職業訓練を修了した者で、 訓練期間の基準が三年以上 その後四年以上 その後二

その後二年以上の実務の経験を有するも 労働基準法による技能者養成を修了した者で、 検定職種に関し、 職業訓練法による改正前の Ō

(昭和十四年勅令第百三十一号)による技能者 旧工場事業場技能者養成令 その後二年以上の実務

検定職種に関し、

期

日

ŏ

検定職種に

関

して七年以上の実務の経験を有する

(三)

大学、短期大学又は旧専門学校の卒業者で次に

掲げるもの

勅令第三百八十八号)による大学を含む。

**ン** 叉

大学(短期大学を除き、

旧大学令(大正七年

した者

のにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業 は外国の学校で大学と同等以上と認められるも

等以上と認められるもの又は旧専門学校令

(明

短期大学若し〜は外国の学校で短期大学と同

治三十六年勅令第六十一号)による専門学校に

おいて検定職種に関する学科を修めて卒業した

その後一年以上の実務の経験を有するも

五. 試験の免除

受験するものは、昭和三十七年度の二級技能検定の 当該検定職種に係る第一次試験の全部の免除を受け した者であって、 同一検定職種の二級の技能検定を

ることができる。

(五)

その他の者で次に掲げるもの

の経験を有するも 0

修めて卒業した者であつて、その後労働大臣が 指定するものにおいて検定職種に関する学科を 学校教育法による各種学校のうち労働大臣が

掲げる者と同等以上の技能を有すると認められ 定める年数以上の実務の経験を有するもの 労働大臣が別に定めるところにより前各号に

2 の全部免除を受けた者に限り受験することができる。 第二次試験は、 第一次試験の合格者と第一次試験

1 第一次試験の全部免除

昭和三十六年度の二級技能検定の第一次試験に合格

2 第一次試験の一部免除

次の各号の一に該当する者は、 科試験の免除を受けることができる。 第一次試験 0 うち学

(-) る検定職種の技能検定を受けるも 指導員免許を受けた者で、 職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練 当該免許職種に相当す

る一級建築士試験若しくは二級建築士試験に合格 を受けた者で、 した者又は一級建築士若しくは二級建築士の免許 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) 検定職種建築大工の技能検定を受 によ

1 受験申請書類 六

受験の申請等の手続

けるもの

第一次試験

二級技能検定第一次試験受験申請

については、当該免除を受ける資格があること 第一次試験の一部の免除を受けようとする者

を証する書面

する学科を修めて修了した者で、 による高等学校の専攻科において検定職種に関 上の実務の経験を有するもの その後一 年

以

学校教育法による高等学校若しくは外国の学

校で高等学校と同等以上と認められるもの又は 定職種に関する学科を修めて卒業した者で、 とを入学資格とするものに限る。)において検 修業年限が三年以 よる実業学校(修業年限が五年であるもの及び 旧中等学校令 したこと又はこれ 学校教育法による高等学校の別科において検 後二年以上の実務の経験を有するもの (昭和十八年勅令第三十六号) と同等以上の学力を有するこ 上で国民学校の髙等科を修了 17 Z

定職種に関する学校を修めて修了した者で、 の後四年以上の実務の経験を有するも 学校教育法による高等学校又は外国の学校で Z

高等学校と同等以上と認められるものを卒業し 検定職種に関しその後四年以上の実務

四)

高等学校、

旧中等学校等の卒業者で次に掲げる

者で、

ŧ

Ō

イ

学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)

(第3種郵便) 物 認 可)

手数料の

額

検

定

職

種

第

次試験の手数料

第二次試験の手数料

通知する。

技能検定合格者に対する通知

第一次試験の全部を免除する者に対しては、

書面で

金

工

円

七 百 七

検定手数料

2

第一次試験の全部免除者に対する通

知

(

鳥取県公報(号外)第33号

建

具

I.

百 百 百 百

円 円

千参百円 千参百円

九

その他

二月中旬に合格証明書を交付して行なう。 技能検定合格者に対する合格通知は、

昭和三十八年

二級の技能検定について不明の点は、

鳥取県商工労働

部職業安定課又はもよりの職業訓練所に問い合わせる

左 建 板

官

四 匹

簗

大

工

四 四

円

干

円 円

昭和37年5月15日

1

第一次試験合格者に対する通知

第一次試験合格者に対しては、

昭和三十七年八月下

級の技能検定の合格者は、

次のとおりである。

昭和三十七年五月十五日

鳥取県知事

破

朗

九号)第二条の規定により実施した昭和三十六年度の二

五条及び職業訓練法施行令

職樣訓練法

(昭和三十三年法律第百三十三号) 第二十

(昭和三十三年政令第百九十

に書面

で通知する

八

合格等の通知

験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。

火曜日

する。

その際収入証紙に消印しないこと。

申請受付後は、

申請を取り消した場合又は試

に、

第一次試験又は第二次試験の受験申請書の所定の欄

てと。

前表に掲げる額の鳥取県収入証紙をはつて納付

手数料の納付方法

(=)

二級技能検定第二次試験受験申請書

第一次試験の全部免除の申請

級の技能検定において第一次試験に合格したことを 級技能検定第一次試験全部免除申請書に、前回の二

ばならない。 証する書面(合格通知書)を添付して提出しなけれ

受験申請書等の提出先

先

封すること。

て先を明記した返信用封筒に十円切手をはつて同 験受験申請書用紙請求」というように朱書し、

受験申請書又は第一次試験全部免除申請書を郵

送する場合には、

書留郵便にし、

封筒の表面に

「二級技能検定第一次試験受験申請書在中」と

7,5

うように朱書し、

あて先を明記した返信用封筒に

3

区

鳥取県商工労仂部職業安定課鳥取市東町一丁目

受 付 期 間

免除申請書は、

締切日までの消印の

あるものに限 一次試験全部

り受け付ける。

なお、郵送による受験申請書又は第 十円切手をはつて同封すること。 第二次試験受験申請書 鳥取県商工労仂部職業安定課鳥取市本町三丁目 提 出

受験申請書の受付期間

4

区

三十七年六月三十日昭和三十七年六月一 1 (水) まで日 (金) から昭和

除申請書を対している。

免書

第二次試験

第二次試験受験申請書

三十七年九月十五日(土)まで昭和三十七年九月一日(土)から昭和

第一次試験の全部の免除を受けようとする者は、

(--)

受験申請書及び第一次試験全部免除申請書用紙 鳥取県商工労働部職業安定課又は職業訓練所

受験申請等に関する注意

及び関係同業組合で交付する。

封筒の表面に

「二級技能検定第一次試

あ

用紙の郵送を求め

2

第33号 12 火曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 昭和37年5月15日 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 建具工 検定職種 家 具 工 訓 原 京 宗 宗 宗 宗 宗 武 殿 会 職 業 所 訓 練 所 訓米子鞭職 所業 河春 上井 大川 谷本 加西 藤岡 昭 夫実 格 発 者 行 宇津宮久雄 窪小 田山 极平 本井 氏 日 名 正正 照義 美一 火 金 印 発